

毎週火、金曜日発行(但休日に当り、きは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇条例 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル
条例の一部を改正する条例
- 鳥取県地方農林振興局設置条例

条 例

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十六年五月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十八号

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル

ル条例の一部を改正する条例

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例(大正十二年十二月鳥取県令第五十五号)の一部を次のよう

に改正する。

第二十五条ノ二第一項中「及森林開発公団」を「、森林開発公団及日本道路公団」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十六年五月一日から適用する。

鳥取県地方農林振興局設置条例をここに公布する。

昭和三十六年五月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十九号

鳥取県地方農林振興局設置条例

(設置)

第一条 農業、林業及び水産業に関する事務を分掌させるため、地方農林振興局を置く。

(名称、位置及び管轄区域)

第二条 地方農林振興局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
鳥取県鳥取地方農林振興局	鳥取市	鳥取市、岩美郡、気高郡
鳥取県八頭地方農林振興局	八頭郡那家町	八頭郡
鳥取県倉吉地方農林振興局	倉吉市	倉吉市、東伯郡
鳥取県米子地方農林振興局	米子市	米子市、境港市、西伯郡
鳥取県日野地方農林振興局	日野郡日野町	日野郡

(委任)

第三条 この条例に定めるもののほか、地方農林振興局
に關し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和三十六年六月一日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

發 行 者 鳥取県鳥取市東町二丁目
 刷 所 鳥取県鳥取市栗谷町
 [定価 一部月極 二〇円(送料共)] 刷 所 鳥取県